

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠藤雄司の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は本件とは事案を異にし適切でなく、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年五月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 高辻正己

裁判官 江里口清雄

裁判官 環昌一